

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、議案第11号 平成25年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第11号は、平成25年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） 先ほどの説明で交付金が減ったのも療養費が減ったから当然減るわけですが、そこら辺の分析が健康に対するいろんな施策が効いてきたのか、それとも、単に人口が減ってしまったのか。減ってくれば額としては減るのかもしれませんが、そのあたりの分析がされていたら、どのようになっているのでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この医療費につきましては、毎年いろいろな形で変動がございます。今回いろいろこの療養費が減ったことを確認しますと、前年度の療養費、11月分まででみますと、3億3500万円の療養費が2億6800万円になっているということで、6700万円ほど減少しています。内訳をみますと、特に小さい風邪ですとか、そういうことについてはそんなに件数が増えても影響しないわけなんですけれども、100万円を超える費用の多額ながんですとか、そういう医療につきましては、前年度が75件、それについて、その75件で1億2300万円要しておりますけれども、本年度これは件数が減りまして、52件の8100万円で済んでいます。また、費用が1人500万円かかるという治療もあるんですけれども、前年度は3件あったものが今年はありません。これは健康が良くなったことよりも、やはり先ほど述べたように大きい病気をしてしまいますと1人の方が500万円だとか、そういう大きい金額が重なります。本年度につきましては、まだ全体の分析というのはされていませんけれども、何につきましても長いスパンで見ながらやっていきたいと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） 他に質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） まず、先ほどの返納金ですか、これは約3000万円近くあるわけですね。

れど、これがないと赤字じゃないけれども、足りなくなったのではないかなと思うんですけど、その辺を。

もう一つは、これは18ページになります。保険給付費ですね。かなり5000万円の減額になっていますけれど、実際は予算のときにこれは多く見過ぎているんじゃないかというふうに私は思うんですね。これが普通・・・、今回はちょっとは少なくなっていますが、過去の決算状況を見ると、あまり変わってないんですよ。今年度は若干昨年度、その前、23年度と同じくらいになるのではないかなという感じがあるんですけど、実際は、収入を多く見過ぎちゃって、いかにも・・・、確かに高額の方は少し下がっています。高額医療の方はね。ですけれども、全体的な給付としてはさほど下がっていないんじゃないかと思うんですけど、だから、その辺をなんか収入を見間違えているんじゃないか。その辺の考えはどうなのか。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、1点目の南伊豆ふれあいの関係につきましては、これは、私どもではどうしてもわからない内容ですから、こういうことになったわけですが、確かに、関議員がおっしゃるとおり、この金額がなければ赤字に転落した会計でございます。

当然そうなりますと、今回1900万円、約2000万円積立をしましたけれども、その積立金はなしということにして、あとは、これからの・・・、この補正につきましては、療養給付費なんかは見込みですので、そちらの方が見込みより下がることを期待するしかなかったような状態になると思います。

あと、費用につきましては、見込み過ぎじゃないかというようなお話でしたけれども、国民健康保険につきましては、このふれあいホスピタルの3000万円もそうですし、先ほど高柳議員にご説明したように、1カ月で500万円とかという治療も出てきます。こういうことを考えますと、国民健康保険会計の宿命といいますか、性質としてある程度多めに見込んでおきますと2月、3月にドンと減るということもありますので、これにつきましては、見込み過ぎということでご批判を受ければ、もうこれ以上は返答しようはないんですけども、安全をどうしてもみたいということで、このような会計になってしまいました。

○7番（関 唯彦君） 確かにそのとおりなんですよね。この国保に関しては本当にどうなるかわからないというところがね。高額の医療費が突然多くなってみたりとか、いろんなことをして、本当に変動でわからないところがあります。ですから、多くみるというのは、みざるを得ないというところはあるんですけども、そのために本当はある程度の基金が必要な

んですよね。ちゃんとした予算を組んで、そして、基金がある程度あれば、その基金の方から何かのときには補てんできるというような形なんですけれど、その基金がないためにおかしな予算の関係になるんじゃないかなというふうに私は思うんですけれど、その辺はどう考えますか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 確かに当初は1200万円ほどの基金しかないということで、非常に心配しておりましたけれども、先ほど高柳議員にご説明したのと同じように、本当に今年はラッキーで、500万円の方が前年は3件あったのがなくなったとか、100万円以上の方が23件ほど減ったというラッキーの上で決算を迎えるような形になっています。

関議員にも先ほどご指摘いただいたように、私どもとしては、安定した運営というのが一番でございますので、今回につきましても、3100万円いただいている経過がありますけれども、残った分については、そのようなことに備えるために役2000万円の積立をいたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

○7番（関 唯彦君） これで3回目ですけれど、もう少し基金を積み立てるような何か方策がないかなというふうに思うんですけれど、その辺を考えていただきたいなと思います。そうしないと、どうしても自転車操業的なところがちょっと出てきますので、基金がある程度はあるということが本当に前提ですので、その辺でももう少し運営についてもう少し考えて欲しいなと思いますので、この補正を見て。

○議長（稲葉昭宏君） 答弁はいいですか。

○7番（関 唯彦君） 答弁はいいです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（一瀬寿一君） ちょっと同じ質問になるかもしれませんが、南伊豆のふれあい返納金、これはもうちょっと詳しく教えてくれませんか。先ほど、また県の方に、また次のときに減らされるんじゃないかとかと言われましたけれども、逆に言うと、くれだましみたいな感じもしますけれど、もうちょっとその辺を詳しくわかるところまで結構ですから、教えてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） 経過等につきましても含めてちょっとご説明をさせていただきます。

まず、平成25年11月に県の方からこれは連絡が来ました。南伊豆ふれあいホスピタルと同様の施設について、会計検査か何かわからないですけれども、検査をやったところ、こういう誤りが発見されたそうです。これはほかの病院です。県の方でも同じような規模の病院に

ついて内部で再点検しなさいよということをやった時点で見つかったということです。これが経過でございます。

そうしたところ、松崎町の方は、13人分、件数として205件分、これは一般で、退職の方については1人の方、14件分に誤りが発見されたということで連絡が来て、調整をしたものでございます。

うちの方もですね。こうなりますと、松崎町はちゃんと見ていなかったんじゃないか。レセプト点検ということも経費として計上していますので、その中で見つけることはできなかったのかという疑問は出てくるんですけれども、病院の中の看護師さんの配置ですとか、そういうことというのはわかりませんので、うちの方は二重になっているとか、そういうチェックですので、これについてはわからないと、これについては当然県の方も市や町では検査しきれない項目ですから、先ほど述べたように、内容についても悪質なものであるものではないものですから、一般の過誤請求をして扱うのが適当ですよということで、調整をしました。

うちの方は、松崎町の場合は、南伊豆ふれあいホスピタルが精神の関係ですと一番大きい病院ですけれども、ほかに沼津の方にも精神の関係でこちらから通院されている方がおりましたけれども、そちらの方はこういう間違いはないということは確認してございます。

それで、これからの国への返納金に関してです。療養費がかかりますと、例えば、1000万円かかりますと、その内のどれくらいかは国が32パーセントであるとか、県が9パーセントとかという、それをみるわけですが、結局その分が変わってくるものですから、療養費が返ってきてもその分を26年、次の年度、26年、27年の間にもらい過ぎた分でそれを返してくださいよという会計上の処理があるために、この3000万円が入っても、国も多く取られているような形になっているわけですから、それを、町を通して変換するという意味でございいます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○6番（土屋清武君）　ちょっと参考までにお伺いしますけれども、これは今、一瀬議員から質問の、それに関連することですけれども、市町村にはそのようなことで変換ということがあって、これは参考までに聞きたいんですけれども、個人についての払い込みというのは過誤納付ということはなかったでしょうか。その辺をちょっとお聞きます。

○健康福祉課長（高木和彦君）　先ほど13人と1人の方、種類によってですけれども、14人返納になります。これにつきましては、病院の表から直接患者さんの方に変換があるそうです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 出された問題ですけれども、療養給付費が非常にでかいと、その中身としては1件あたり1月500万円の人が3人いて、その人たちが今年度はなくなったということですが、こういう激変の鑑賞のシステムとして共同会計みたいなものがあって、高額医療等の何か対策があってしかるべきだと思いますけれども、あるとは思いますが、それもちょうと説明していただいて、なお、500万円というのは大きいわけですね。だから、どういうわけでそれが、そんなにでかい幅の・・・、現象だからいいことだけれども、なるのかということと、もう一つは違うことで、25ページに・・・、これも説明したとは思いますが、償還金及び還付加算金が3900万何某ということで増になっているわけですが、当初予算では小さいわけですから、ばかにでかく変わってきたという中身をもう少し立ち入って説明をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（高木和彦君） では、ちょっと順番が逆になると思いますが、まず、25ページの償還金についてご説明させていただきます。

これは確かに年度末になって3900万円余りのお金を国に返すというのは、やはり会計自体が不安定な形に見えますけれども、この反面、3900万円お返しする反面、歳入の9ページをご覧ください。こちらは逆に退職者医療過年度精算交付金ということで、2600万円ほどございます。医療費の王経によって、その次の年度に出したり入れたりという調整をするんですが、この場合は、一般の療養費の分については3900万円国の方に戻さなければならぬんですが、こちらの退職者の分については2600万円逆にもあれるということで、これは、その返すときもその医療費が退職であったのか、一般だったのかで調整が出てくるものですから、この金額を合わせていただきますと、差引で1200万円になります。この誤差の範囲というんですか、見込みで交付される分と精算でなった分ということでいきますと、1200万円ということになりますので、そういう形でご理解をいただきたいと思います。

それと、制度につきましては、個人の方が払わないで済むような制度も、たくさんの医療費がかかったときには負担限度額で個人の方がいっぺんに窓口で払わないという制度も確立されていますし、こちらの会計の方でも安定拠出金なんかでそういう金額の調整というのはあるわけですが、医療費として全体にかかる額というのは、それだけ医療費がかかったことについては、ここの会計で上がってきますので、1カ月で500万円の医療費がかかったとか、そういうことについては、その場その場で決算の中に数字としては上がってきますので、ご理解いただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） そうすると、今の最後の問題はあれですか。本会計そのものの負担としては結局大きいものは大きいということにならざるを得ない。しかし、被保険者というか、患者の自己負担は、そういう制度があるから、それなりの軽減措置があるという解釈でいいですか。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木さん、答弁はいいですか。

（鈴木議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） 先ほど、基金の関係、返ってくるお金がなければ赤字になるんじゃないかとか、そういうような関係もありますけれども、これはシステム上というんですかね。予算的に余計に組んでいたのが、今年は医療費がかからなかったから、その差額が余ったよと、それを翌年度に積み立てるという方法とか、そういういろいろな方法があると思うんですよ。

例えば、もう最初から市民の皆さんに高く言って、もらって、その差額が出たからまた積み立てるとか、そういういろいろな方法があると思うんですけども、これは一般財源からとか、そういうシステム上、少しくらいずつ翌年度に差引いて積み立てるなんて方法もできるんですか。これは。

○健康福祉課長（高木和彦君） 基金を多くする方法といたしまして、一つは、保険税を上げることになると思います。それがまず1点と、一般会計からの繰入金につきまして、今回25年度途中で3100万円頂戴しましたけれども、その基金を増やしていただいて、基金を積み立てるというような方法はあります。

ただ、基金の積立につきましては、やはり一般会計からいただくお金で社会保険に加入の方とか、国民健康保険に関係しない方もいらっしゃいますので、その辺の扱いというのはやはり国民健康保険を維持できる最低限という制限というのはある程度出てくると思います。

また、平成26年度の予算のときにお話させていただきますけれども、26年度、当初につきましては、一般会計からの繰入というのはみていません。ただし、今回はたまたま療養費が抑えられましたけれども、年度途中でまた500万円ですとか、100万円以上の方が多くなってきた場合、やり繰りができなくなったときには、皆さまにお諮りして一般会計からの繰入をして、そこで余った分については、また翌年度に基金として繰越すようなことは考えなければいけないと思っております。

○1番（藤井 要君） そうすると、あまり大きな積立ということは出来ないということですか。

よね。これはね。だいたいもうギリギリいっぱいくらいでやるしか、そういう方法しか・・・、これは無理ということですよ。

○健康福祉課長（高木和彦君） はい。国民健康保険につきましては、一応基本的にその予算規模に応じて何十パーセントが積立の目標額というのがあって、当初予算書にその目標額は記載してありましたけれども、目標額としますと２億円余りのお金を本来なら積み立てなければいけないということになっています。ただ、今の状態ですと、それまでの余裕がないものですから、先ほど自転車操業という言葉が出ましたけれども、実際、松崎町の国民健康保険につきましては、実情でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 平成25年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。